

# 土木設計業務等の電子納品に 関する運用指針（案）

初版

令和7年3月

【令和7年4月1日以降の積算単価を適用した委託業務に適用】

兵庫県 農林水産部

## 目 次

1. 土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）の取り扱い	1
2. 電子納品の定義と基準	2
2. 1 電子納品の定義	2
2. 2 電子納品を実施する委託	4
2. 3 準拠する要領・基準	5
3. 土木設計業務等の電子納品対応指針	8
3. 1 電子納品の対象範囲	9
3. 2 電子納品作成ソフトを使用する場合	9
3. 3 フォルダ構成	10
3. 4 成果品の提出	13
3. 5 事前協議・指示事項	14
(1) 成果品の管理項目	15
(2) 書類作成ソフトウェア	20
(3) 書類の取り扱い	21
(4) 図面ファイルの取り扱い	21
(5) i-Construction に係る電子データの取り扱い	23
(6) 写真ファイルの取り扱い	24
3. 6 完了検査について	25
(1) 電子検査の実施	25
(2) 電子成果品の確認	25
4. 特記仕様書の対応	26
5. その他	28
5. 1 建築・営繕・電気の設計業務の取り扱いについて	28
5. 2 運用上の注意事項	29
(1) 業務実施中の書類の取り扱い	29
(2) 電子納品の保管・管理体制	29
(3) 問い合わせ連絡先	30
事前協議チェックシート	別表

# 1. 土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)の取り扱い

本指針(案)は、電子納品に関する兵庫県としての運用指針をとりまとめたものである。本指針(案)では、国土交通省及び農林水産省策定の各電子納品要領等を補完し、受発注者間における事前協議の内容や書類検査の取り扱い等、本県における電子納品を円滑に実施するための特記事項をとりまとめた。

本県農林水産部農地整備課では、電子納品保管管理システムを平成22年度から先行して運用している。令和7年度から土木部の電子納品システムを共同利用という形で農林水産部の公共事業を実施する林務課、治山課、水産漁港課にて運用する。

本県農林水産部での電子納品の実施にあたっては、林務課、治山課、水産漁港課が所管する工事においては本県土木部に準拠し、国土交通省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。

農地整備課が所管する工事においては、農林水産省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領(案)」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。

ただし、上記のどの課においても本県土木部が独自運用している「DAITYO」フォルダを作成しない運用とする。

なお、本指針(案)は、電子納品の進展に応じて、今後も順次見直しを行っていく予定である。

## 【改定履歴】

令和 7年 3月 運用方針(案)策定

## 2. 電子納品の定義と基準

### 2.1 電子納品の定義

本指針（案）で取り扱う「電子納品」を以下の通り定義する。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。本指針（案）でいう電子データとは、各電子納品要領等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとする。

土木設計業務等に関する電子納品については、表 2-1 に示す共通仕様書で規定される成果品を対象とする。また、電子納品の主な作成手順を次頁の図 2-1 に示す。

表 2-1 兵庫県共通仕様書

<林務課、治山課、水産漁港課>

業務種別	共通仕様書	発行者
土木設計業務等	測量業務共通仕様書	兵庫県
	地質・土質調査業務共通仕様書	〃
	流量観測作業共通仕様書	〃
	路面及び路盤調査共通仕様書	〃
	道路台帳作成業務共通仕様書	〃
	設計業務等共通仕様書	〃

<農地整備課>

業務種別	共通仕様書	発行者
土木設計業務等	調査・測量・設計業務共通仕様書	農林水産省

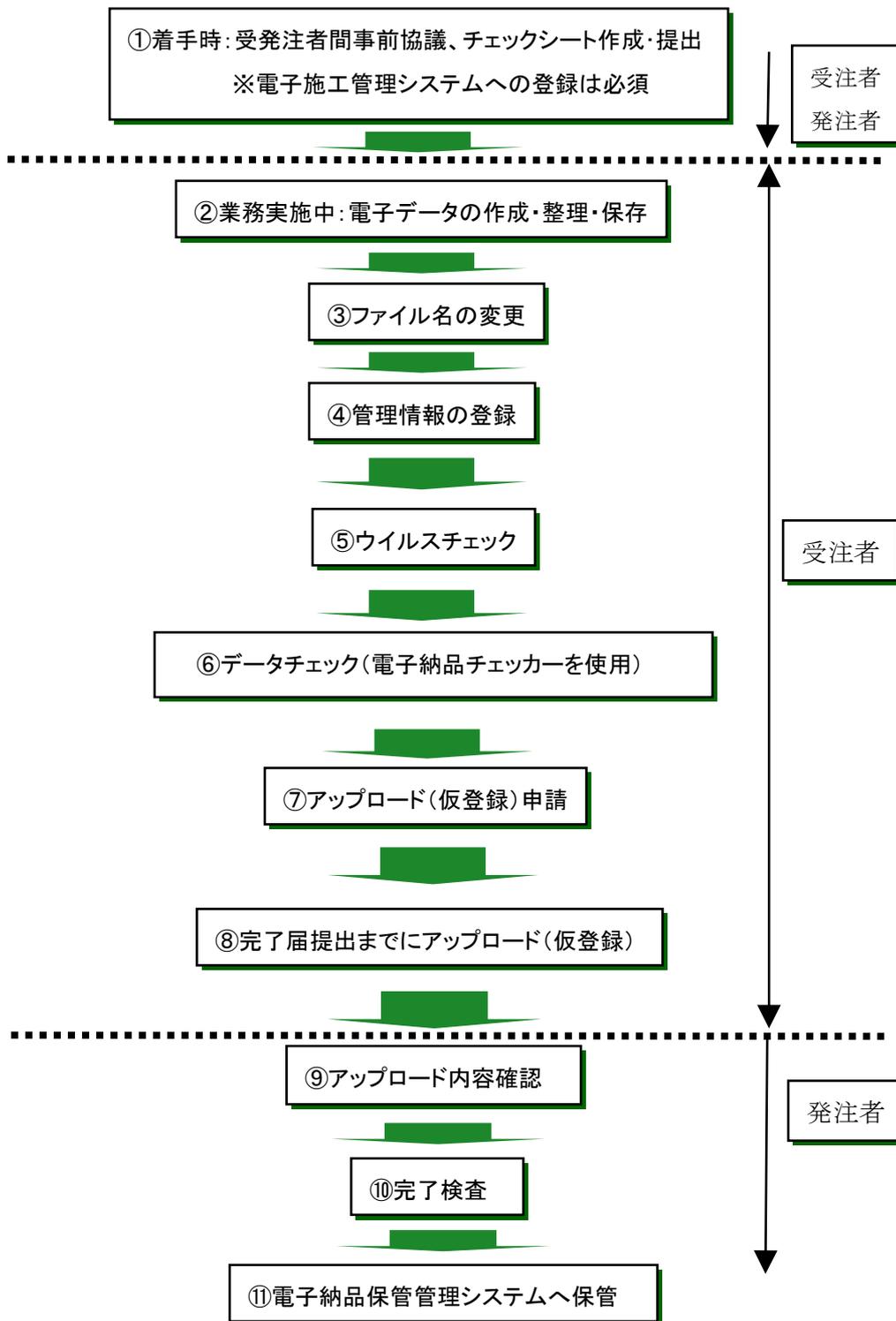


図 2-1 電子成果品の作成手順

## 2.2 電子納品を実施する委託

電子納品を実施する委託は次のとおりとする。

委託・・・・・・・・全件

委託については、原則的に全ての調査、測量、設計、解析業務委託が対象とする。ただし、成果品を再利用したり他業務で活用する可能性の低い以下のような業務は対象外とする。

- ・ 除草、伐採、植樹管理、除雪、凍結防止剤散布業務委託
- ・ 維持管理業務委託
- ・ 物件補償調査委託
- ・ 不動産表示登記委託
- ・ 現場技術業務委託

## 2.3 準拠する要領・基準

本県における電子納品については、以下の規定に基づき実施する。

本県農林水産部における電子納品の実施にあたっては、林務課、治山課、水産漁港課が所管する業務は基本的に国土交通省が策定する電子納品に関する要領・基準(H31.3)に準拠し、成果品の作成及び納品を行うものとする。

農地整備課が所管する業務においては、農林水産省が策定する電子納品に関する要領・基準(H31.3)に準拠し、成果品の作成及び納品を行うものとする。

※本来、土木部が利用していた国土交通省の電子納品要領・基準にのみ対応した電子納品システムを農林水産省の要領・基準にも対応できるように改修して利用している。

電子納品は、成果品を電子的に納品することで、あらゆる業務プロセス（調査・設計、入札・契約、工事施工、維持管理）を通して、データの有効な利活用を図るものである。また、データの作成に関して一定の統一基準を設けておくことで、各機関でのデータ交換など相互有効活用が可能となるなど、大きな効果が発揮されることとなる。

そのため、本県農林水産部において、林務課、治山課、水産漁港課所管業務は表 2-2 に示す国土交通省が定めた要領・基準（以下「国交省要領」という）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。

また、農地整備課所管業務においては表 2-3 に示す農林水産省が定めた要領・基準（以下、「農水省要領」という。）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。

なお、林務課、治山課、水産漁港課は、国交省要領に改定があった場合は、基本的に本県土木部の適用時期にあわせてそれに従うものとする。ただし、本県の「電子納品チェッカー」と「電子納品保管管理システム」の運用上、県が準拠する国要領は平成 31 年 3 月版である。（P9「3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合」を参照）

また、農地整備課所管業務においては、農水省要領の改定があった場合、適用時期は別に農地整備課から別に通知するものとする。

表 2-2 電子納品要領・基準類・ガイドライン（林務課、治山課、水産漁港課）（土木部準拠）

	要領・基準・ガイドライン名称	摘要
一般土木	工事完成図書の電子納品等要領(H31.3)	工事完成図書の電子納品全体に関する要領
	土木設計業務等の電子納品要領 (H31.3)	業務成果品の電子納品全体に関する要領
	CAD製図基準 (H29.3)	電子図面等を作成する際の基準
	デジタル写真管理情報基準(H28.3)	電子写真を作成する際の基準
	測量成果電子納品要領 (H30.3)	測量成果を電子納品する際の仕様
	地質・土質調査成果電子納品要領 (H28.10)	地質・土質調査成果を電子納品する際の仕様
電気	工事完成図書の電子納品要領[電気通信設備編](H31.3)	工事完成図書の電子納品全体に関する要領
	土木設計業務等の電子納品要領[電気通信設備編](H31.3)	業務成果品の電子納品全体に関する要領
	CAD製図基準[電気通信設備編](H29.3)	電子図面等を作成する際の基準
機械	工事完成図書の電子納品要領[機械設備工事編](H31.3)	工事完成図書の電子納品全体に関する要領
	土木設計業務等の電子納品要領[機械設備工事編](H31.3)	業務成果品の電子納品全体に関する要領
	CAD製図基準[機械設備工事編](H29.3)	電子図面等を作成する際の基準
ガイドライン類	電子納品運用ガイドライン[土木工事編](H31.3)	電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項等を示したもので、電子納品を円滑に実施するために、発注者と受注者の両者を対象に事前協議、電子成果品の作成、検査等について記述したもの
	電子納品運用ガイドライン[業務編](H31.3)	
	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(H29.3)	
	電子納品運用ガイドライン[電気通信設備編](H31.3)	
	電子納品運用ガイドライン[機械設備工事編](H31.3)	
	電子納品運用ガイドライン[地質・土質調査編](H30.3)	
	電子納品運用ガイドライン[測量編](H30.3)	

※ 上記は、国土交通省のホームページ（<http://www.cals-ed.go.jp/>）からダウンロードできる。

表2-3 電子納品要領・基準類・ガイドライン(農地整備課)

	要領・基準・ガイドライン名称	摘要
一般土木	工事完成図書の電子納品要領(案)(H31.3)	工事完成図書の電子納品全体に関する要領
	設計業務等の電子納品要領(案)(H31.3)	業務成果品の電子納品全体に関する要領
	電子化図面データの作成要領(案)(H31.3)	電子図面等を作成する際の基準
	電子化写真データの作成要領(案)(H31.3)	電子写真を作成する際の基準
	測量成果電子納品要領(案)(H31.4)	測量成果を電子納品する際の仕様
	地質・土質調査成果電子納品要領(案)(H31.3)	地質・土質調査成果を電子納品する際の仕様
電気	工事完成図書の電子納品要領(案)[電気通信設備編](H31.3)	工事完成図書の電子納品全体に関する要領
	設計業務等の電子納品要領(案)[電気通信設備編](H31.3)	業務成果品の電子納品全体に関する要領
	電子化図面データの作成要領(案)[電気通信設備編](H31.3)	電子図面等を作成する際の基準
機械	工事完成図書の電子納品要領(案)[機械設備工事編](H31.3)	工事完成図書の電子納品全体に関する要領
	設計業務等の電子納品要領(案)[機械設備工事編](H31.3)	業務成果品の電子納品全体に関する要領
	電子化図面データの作成要領(案)[機械設備工事編](H31.3)	電子図面等を作成する際の基準
ガイドライン類	電子納品運用ガイドライン(案)[工事編](H31.3)	電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項等を示したもので、電子納品を円滑に実施するために、発注者と受注者の両者を対象に事前協議、電子成果品の作成、検査等について記述したもの
	電子納品運用ガイドライン(案)[業務編](H31.3)	
	電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)(H31.3)	
	電子納品運用ガイドライン(案)[電気通信設備編](H31.3)	
	電子納品運用ガイドライン(案)[機械設備工事編](H31.3)	
	電子納品運用ガイドライン(案)[地質・土質調査編](H31.3)	
	電子納品運用ガイドライン(案)[測量編](H31.4)	

※ 上記は、農林水産省のホームページからダウンロードできる。

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin\\_youryou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html)

### 3. 土木設計業務等の電子納品対応指針

#### 3.1 電子納品の対象範囲

土木設計業務等の電子納品対象については、以下によるものとする。

表 2-1 に示す共通仕様書で規定される成果品を対象とし、原則全てを電子納品とする。なお、対象案件のうち、どこまでを電子化の対象範囲とするかについては、事前に受発注者間で協議のうえ、決定するものとする。

下表の業務成果品を電子納品の対象とする。

表 3-1 電子納品の対象範囲（林務課、治山課、水産漁港課）

要領・基準名	電子納品対象
土木設計業務等の 電子納品要領（H31.3）	報告書
	報告書オリジナル
デジタル写真 管理情報基準（H28.3）	写真台帳
	参考図
CAD製図 基準（H29.3）	34工種（道路・構造・河川海岸砂防・都市施設の各工種）
地質・土質調査成果電子納品要領 （H28.10）	ボーリング柱状図
	ボーリング交換用データ
	電子柱状図
	電子簡略柱状図
	地質平面図・地質断面図
	コア写真
	土質試験及び地盤調査
測量成果電子納品 要領（H30.3）	基準点測量
	水準測量
	地形測量
	路線測量
	河川測量
	用地測量

農地整備課所管の業務については以下のとおり読み替える

土木部	農地整備課（いずれも策定者は農林水産省）
土木設計業務等の電子納品要領（H31.3）	⇒設計業務等の電子納品要領（案）（H31.3）
デジタル写真管理情報基準（H28.3）	⇒電子化写真データの作成要領（案）（H31.3）
CAD製図基準（H29.3）	⇒電子化図面データの作成要領（案）（H31.3）
地質・土質調査成果電子納品要領（H28.10）	⇒地質・土質調査成果電子納品要領（案） （H31.3）
測量成果電子納品要領（H30.3）	⇒測量成果電子納品要領（案）（H31.4）

### 3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合

本県農林水産部における電子納品は林務課、治山課、水産漁港課においては国交省要領（平成31年3月版）、農地整備課においては農水省要領（平成31年3月版）に準拠したフォルダ構成としている。

以下、「国要領」と記載のあった場合は林務課、治山課、水産漁港課においては国交省要領、農地整備課においては農水省要領のことを指す。

よって電子納品作成ソフトを使用する際は、下表の該当する工事に応じた適用年月の国要領で作成すること。またDTD、XML、XSLファイルも下表の国要領に対応した形式で作成すること。

※準拠する国交省要領は、国土交通省のホームページ

([http://www.calsed.go.jp/cri\\_point/](http://www.calsed.go.jp/cri_point/)) からダウンロードできる。

農水省要領は ([https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin\\_youryou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html)) からダウンロードできる。

表3-2 準拠する国要領（案）

土木工事	平成31年3月版（土木 201903-01）
電気通信設備工事	平成31年3月版（電気 201903-01）
機械設備工事	平成31年3月版（機械 201903-01）

（）内は、工事管理項目に記入する適用要領基準。

表3-3 準拠する農水省要領（農地整備課）

土木工事	平成31年3月版
電気通信設備工事	平成31年3月版
機械設備工事	平成31年3月版

### 3.3 フォルダ構成

電子媒体のルート直下に「REPORT」、「PHOTO」、「DRAWING」、「BORING」、「SURVEY」、「ICON」（農地整備課所管業務は「NNICT」）、のフォルダ及び業務管理ファイルを置く。電気通信工事および機械設備工事については、それぞれ該当する追加フォルダを置く。

「REPORT」フォルダの下に「ORG」サブフォルダを置く。また、林務課、治山課、水産漁港課が所管する業務においては、i-Constructionに係る電子データファイルを格納するため、電子媒体のルート直下に「ICON」を置く。格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよい。農地整備課が所管する業務においては、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納するため、電子媒体のルート直下に「NNICT」フォルダを置く。

各フォルダ及びサブフォルダに格納するファイルは、以下の通りとする。

- ・ 「REPORT」フォルダには、報告書ファイル及び報告書管理ファイルを格納する。「報告書ファイル」は、設計図書に規定する成果品のうち報告書、数量計算書、設計計算書、概算工事費、施工計画書等の文章、表、図で構成される電子データファイルである。DTD 及び XSL ファイルもこのフォルダに格納する。  
ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。「ORG」サブフォルダには、報告書オリジナルファイルを格納する。
- ・ 「PHOTO」フォルダには、設計図書に規定する写真のうち、写真帳として納品する写真の電子データファイルを「デジタル写真管理情報基準」に従い格納する。
- ・ 「DRAWING」フォルダには、図面の電子データファイルを「CAD 製図基準」に従い格納する。
- ・ 「BORING」フォルダには地質・土質の電子データファイルを「地質・土質調査成果電子納品要領」に従い格納する。
- ・ 「SURVEY」フォルダには測定の電子データファイルを「測量成果電子納品要領」に従い格納する。
- ・ 「ICON」フォルダには i-Construction に係るデータファイルを関連する要領等に従い格納する。
- ・ 「NNICT」フォルダには情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納する。

フォルダ作成上の留意事項は次の通りとする。

- ・ フォルダ名称は、半角英数大文字とする。
- ・ 図 3-1 のフォルダの順番は例示であり、表示の順番はこれによるものではない

図 3-1 フォルダ構成  
 (林務課、治山課、水産漁港課)

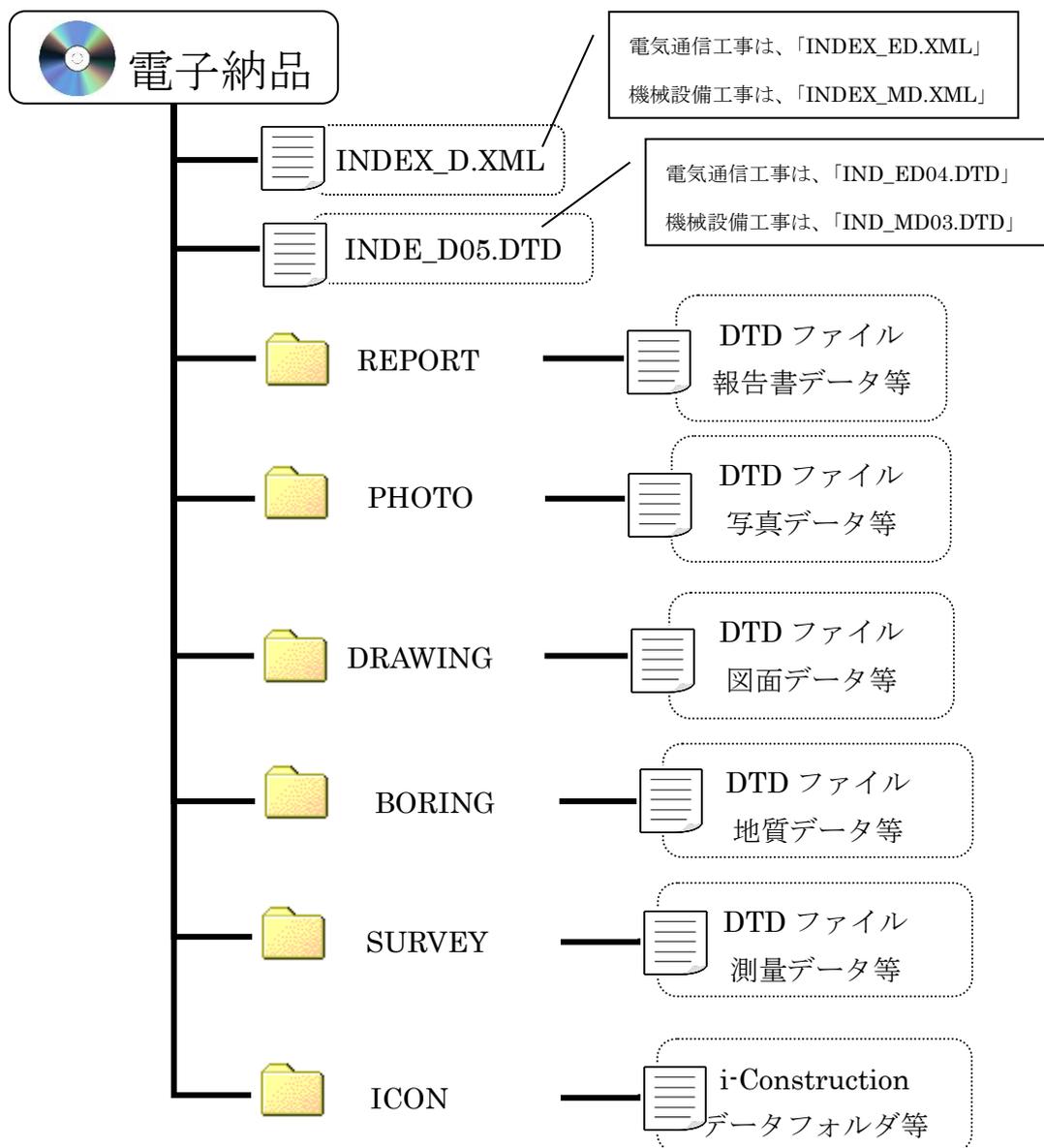
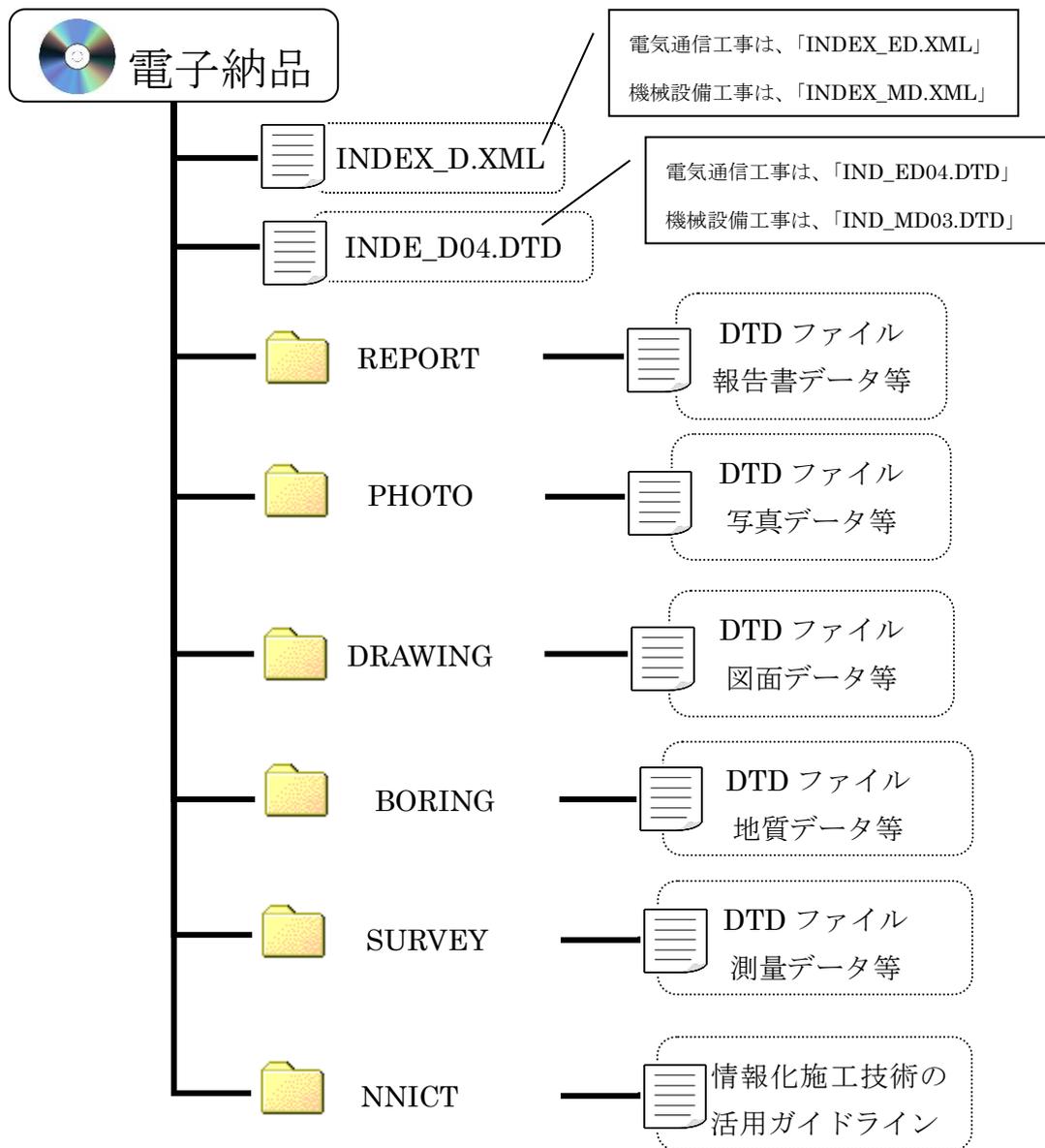


図 3-2 フォルダ構成  
(農地整備課)



### 3.4 成果品の提出

電子納品における成果品の提出にあたっては、オンライン電子納品登録システムを通じて電子データを登録する。

- (1) 電子納品は、国要領及び本指針（案）に基づいて作成した電子データをオンライン電子納品システムにより電子納品保管管理システムに登録することで行う。

**【参考】**

「電子納品チェッカー（オンライン電子納品システム）」

URL : <https://www.cals.pref.hyogo.jp/hy/help/hyogo/checker/checker.html>

- (2) 電子媒体（CD等）の作成は受注者と発注者が協議の上、合意した場合のみ認める。

### 3.5 事前協議・指示事項

業務着手時には、業務実施期間中における混乱を避けるため、本指針（案）の内容を熟知すると共に、以下の項目について受発注者間で事前に協議し、協議結果をチェックシートに取りまとめ合意を図るものとする。

- (1) 成果品の管理項目
- (2) 書類作成ソフトウェア
- (3) 書類の取り扱い
- (4) 図面ファイルの取り扱い
- (5) 写真ファイルの取り扱い

本指針（案）は、電子納品に係る全ての事項を規定しているものではなく、不確定要素を含め、受発注者間で取り決めるべき事項がある。また、受発注者双方ともに業務実施中における混乱を招く恐れがあるため、事前協議事項を別途チェックシート（別表）によって確認しながら進めるものとする。

(1) 成果品の管理項目

① 業務管理項目

成果品の電子媒体に格納する業務管理ファイル（土木設計の場合はINDEX\_D.XML）に記入する管理項目の内、「設計書コード」については業務着手時に、「最終契約額」は最終契約時に発注者より受注者へ指示を行うものとする。

「業務管理項目」は成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための業務の属性項目であり、業務管理ファイルは「業務管理項目」の電子データファイルである。各項目の入力形式・必要度等については、国要領に従うこととする。

これらのうち、本県が定める下記項目については受注者へ指示し、事前協議チェックシートに記入の上、業務管理ファイルに反映させるものとする。

1) 設計書コード

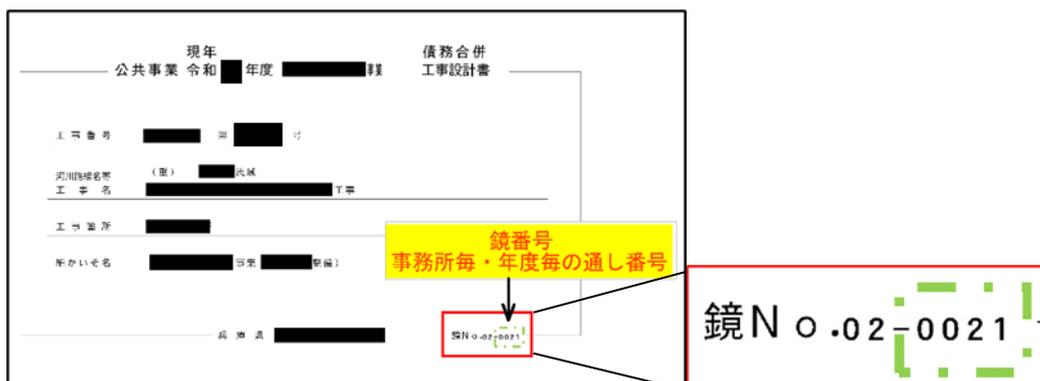
業務管理項目のうち、業務件名等の「設計書コード」については、発注者が定めるところによる業務固有の番号として付されるもので、発注者機関の指示に従い記入することとなっている。本県においては、下記事務所コードと設計書鏡番号の組み合わせとし、事前協議チェックシートに記入の上、受注者に指示し、業務管理ファイルに反映させるものとする。

例) 加東農林振興事務所の令和6年度業務で鏡番号が0021 の場合 55R060021

事務所コード+年度+鏡番号

神戸農林振興事務所	51	六甲治山事務所	52	阪神農林振興事務所	53
加古川農林水産振興事務所	54	加東農林振興事務所	55	姫路農林水産振興事務所	56
光都農林振興事務所	57	豊岡農林水産振興事務所	58	朝来農林振興事務所	59
丹波農林振興事務所	60	洲本農林水産振興事務所	61	但馬水産事務所	62
神戸土地改良センター	63	加古川流域土地改良事務所	64	姫路土地改良センター	65
光都土地改良センター	66	豊岡土改良センター	67	朝来土地改良センター	68
篠山土地改良事務所	69	洲本土改良事務所	70	農林水産部（その他）	80

表 3-3 事務所コード



## 2) 最終契約金額（予備）

業務管理項目のうち、「予備」については、データベースとして契約金額による検索を可能とするために最終契約金額を記入するよう受注者へ指示し、業務管理ファイルに反映するものとする。金額の入力は半角数字とし、カンマ（,）は入力しないこと。また、入力した金額の前後や途中で空白等を入力しないこと。

【 INDEX\_D.XMLに記入する項目】

XMLフォーマットデータは、電子納品作成支援ソフト等を使用して作成することができる。

表 3-4 業務管理項目 (1 / 2)

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度	
基礎情報	メディア番号	提出した電子媒体の通し番号を記入する。単一の電子媒体であれば1となる。	半角数字	8	□	◎	
	メディア総枚数	提出した電子媒体の総枚数を記入する。	半角数字	8	□	◎	
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木 201903-01」で固定)を記入する。(分野:土木、西暦年:2019、月:03、版:01)	全角文字半角英数字	30	▲	◎	
	報告書フォルダ名	報告書を格納するために「REPORT」フォルダを作成した場合はフォルダ名称(REPORTで固定)を記入する。	半角英数大文字	6	▲	○	
	報告書オリジナルファイルフォルダ名	報告書オリジナルファイルを格納するフォルダ名称(REPORT/ORGで固定)を記入する。	半角英数大文字	10	▲	○	
	図面フォルダ名	図面を格納するために「DRAWING」フォルダを作成した場合はフォルダ名称(DRAWINGで固定)を記入する。	半角英数大文字	7	▲	○	
	写真フォルダ名	写真を格納するために「PHOTO」フォルダを作成した場合はフォルダ名称(PHOTOで固定)を記入する。	半角英数大文字	5	▲	○	
	測量データフォルダ名	測量データを格納するために「SURVEY」フォルダを作成した場合はフォルダ名称(SURVEYで固定)を記入する。	半角英数大文字	6	▲	○	
	地質データフォルダ名	地質データを格納するために「BORING」フォルダを作成した場合はフォルダ名称(BORINGで固定)を記入する。	半角英数大文字	6	▲	○	
業務件名等	業務実績システムバージョン番号	国土交通省「電子納品に関する要領・基準」Webサイトを参照し記入する。	半角数字	12	□	◎	
	業務実績システム登録番号	コリス・テクリスセンターが発行する受領書に記載される番号を記入する。テクリス登録番号がない業務は、「0」を記入する。	半角英数字	11	■	◎	
	設計書コード	★事務所コード+年度+鑑番号 (9桁)	半角英数字	30	■	◎	
	業務名称	設計図書に記載されている契約上の正式な業務名称を記入する。	全角文字半角英数字	127	■	◎	
	住所情報※	住所コード	該当地域の住所コードを記入する。該当がない場合は「99999」とする。(複数記入可)	半角数字	5	□	◎
		住所	該当地域の住所を記入する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	□	◎
	履行期間-着手	契約上の履行期間の着手年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日)例)平成16年1月1日 → 2004-01-01	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10	■	◎	
履行期間-完了	契約上の履行期間の完了年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日)例)平成16年12月3日 → 2004-12-03	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10	■	◎		
場所情報	測地系	日本測地系、世界測地系(日本測地系2000)、世界測地系(日本測地系2011)の区分コードを記入する。日本測地系は「00」、世界測地系(日本測地系2000)は「01」、世界測地系(日本測地系2011)は「02」を記入する。	半角数字	2	□	◎	
	水系・路線情報※	対象水系路線コード	テクリス入カシステムの業務対象水系・路線等記入する。	半角数字	5	□	△
		対象水系路線名	対象水系路線名の情報がある場合に記入する。	全角文字半角英数字	127	□	○
		現道-旧道区分	「現道:1」、「旧道:2」、「新道:3」、「未調査:0」のいずれかを記入する。	半角数字	1	□	○
		対象河川コード	「河川コード仕様書」に準拠し発注者が指示する河川コードを記入する。(複数記入可)	半角数字	10	□	○
		左右岸上下線コード	河川の左岸・右岸の別または道路の上下線の別を示す左右岸上下線コードを記入する。(複数記入可)	半角数字	2	□	○
	測点情報※	起点側測点-n	(自)n+m nを4桁で記入する。	半角数字	4	□	○
		起点側測点-m	(自)n+m mを3桁で記入する。	半角数字	3	□	○
終点側測点-n		(至)n+m nを4桁で記入する。	半角数字	4	□	○	
終点側測点-m		(至)n+m mを3桁で記入する。	半角数字	3	□	○	

基礎情報に「施設台帳ファイル名」は記載しない。  
※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

表 3-4 業務管理項目 (2/2)

分類	項目名		記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
場所情報	距離情報※	起点側距離標 -n	(自)n+m nを3桁で記入する。	半角数字	3	□	○
		起点側距離標 -m	(自)n+m mを3桁で記入する。	半角数字	3	□	○
		終点側距離標 -n	(至)n+m nを3桁で記入する。	半角数字	3	□	○
		終点側距離標 -m	(至)n+m mを3桁で記入する。	半角数字	3	□	○
	水系・路線情報※	西側境界座標経度	対象領域の最西端の外側境界の経度を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)対象領域が西経の場合は頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を含み4桁を記入する。該当がない場合は「99999999」とする。	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	8	□	◎
		東側境界座標経度	対象領域の最東端の外側境界の経度を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)対象領域が西経の場合は頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を含み4桁を記入する。該当がない場合は「99999999」とする。	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	8	□	◎
		北側境界座標緯度	対象領域の最北端の外側境界の緯度を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)対象領域が南緯の場合は頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を含み4桁を記入する。該当がない場合は「99999999」とする。	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	8	□	◎
		南側境界座標緯度	対象領域の最南端の外側境界の緯度を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)対象領域が南緯の場合は頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を含み4桁を記入する。該当がない場合は「99999999」とする。	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	8	□	◎
施設情報※	施設コード	施設コードを記入する。 (0101)橋梁、(0102)横断歩道橋、(0103)トンネル、(0104)シェッド、(0105)大型カルバート、(0106)門型標識等、(0199)その他(道路分野)、(0201)ダム、(0202)砂防、(0203)災害復旧、(0204)堤防、(0205)水門、(0206)河川、(0207)樋門・樋管、(0208)河川構造物、(0299)その他(河川分野)、(0501)直轄砂防施設、(0599)その他(砂防)、(0601)都市公園、(0699)その他(公園)、(9999)その他(上記4分野以外の施設)	半角数字	4	□	○	
	施設名称	施設名称を記入する。 施設が複数存在する場合は、半角カンマで区切って記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	測地系	日本測地系(旧測地系)、世界測地系(日本測地系2000、日本測地系2011)の区分コードを記入する。日本測地系は「00」、世界測地系(日本測地系2000)は「01」、世界測地系(日本測地系2011)は「02」を記入する。	半角数字	2固定	□	○	
	緯度経度※1)	施設情報緯度	施設の代表点の緯度を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)対象領域が南緯の場合は、頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を含み4桁とする。該当がない場合は「99999999」とする。	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	8	□	○
		施設情報経度	施設の代表点の経度を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)対象領域が西経の場合は、頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を含み4桁とする。該当がない場合は「99999999」とする。	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	8	□	○
	平面直角座標※1)	施設情報平面直角座標系番号※2)	施設の代表点の平面直角座標(19系)の系番号を記入する。	半角英数字	2		
		施設情報平面直角座標X座標	施設の代表点の平面直角座標(19系)をX座標で記入する。(m)	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	11	□	○
施設情報平面直角座標Y座標		施設の代表点の平面直角座標(19系)をY座標で記入する。(m)	半角数字-(HYPHEN-MINUS)	11			
発注者情報	発注者機関コード	発注者機関コードを選択して記入する。	半角数字	8	■	◎	
	発注者機関事務所名	発注機関・事務所の名称を記入する。	全角文字半角英数字	127	■	◎	
受注者情報	受注者名	企業名(正式名称)を記入する。	全角文字半角英数字	127	□	◎	
	受注者コード	コリンズ・テクリスセンターから通知される企業IDを記入する。受注者コードを持たない受注者は、「0」を記入する。	半角英数字	10	□	◎	
業務情報	主な業務の内容	主な業務の内容を「1.調査設計」「2.地質調査」「3.測量」「4.その他」から選択し番号を記入する。	半角数字	1	□	◎	
	業務分野コード	業務分野コード表より選択し記入する。(複数記入可)	半角英数字	7	■	◎	
	業務キーワード	業務キーワード集より選択し記入する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	20	■	◎	
	業務概要	業務の概要を記入する。業務の要点が理解しやすいように簡潔かつ正確に記入する。	全角文字半角英数字	500	■	◎	
予備	★最終請負金額(半角数字、カンマは記入しない)	半角数字	127	□	◎		
ソフトウェア用TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字半角英数字	127	▲	△		

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字 2 文字で全角文字 1 文字に相当する。表に示している文字数以内で記入する。

【記入者】 ■: テクリスから出力される XML ファイルから取り込むことが可能な項目

□: 電子成果品作成者が記入する項目

▲: 電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】 ◎: 必須記入。

○: 条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)

△: 任意記入。

※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

※1) 緯度経度、平面直角座標のいずれか一方のみを記入する。

※2) 平面直角座標系番号の詳細については、国土地理院のホームページを参照する。

## ② 報告書・写真・図面・地質・測量管理項目

成果品の電子媒体に格納する報告書・写真・図面・地質・測量の各管理ファイル（REPORT.XML、PHOTO.XML、DRAWING.XML、BORING.XML、SURVEY.XML）に記入する管理項目の入力形式・必要度等については、国要領に従うものとする。

各「管理項目」は成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための業務の属性情報であり、各管理ファイル（REPORT.XML、PHOTO.XML、DRAWING.XML、BORING.XML、SURVEY.XML）は各「管理項目」の電子データファイルである。各項目の入力形式・必要度等については、国要領に従うこととする。

### （2）書類作成ソフトウェア

事前協議時には、受発注者間で相互に電子化された書類が閲覧できるよう、書類を作成するソフトウェアの種類、バージョンについて、事前に協議し取り決めておくものとする。

報告書や図面等、納品対象物の作成に関しては、多様なソフトウェアが使用される場合があり、受発注者双方が書類の内容を無理なく確認できるように配慮する必要がある。ここでいう電子交換では、ソフトウェア同士のデータコンバートによって、十分に互換が確認されていればよい。

そのため、業務着手時において、書類作成に使用する一般的なソフトウェアの種類・バージョンについて協議を行い、協議した結果を事前協議チェックシートに記入の上、成果品のオリジナルファイルに反映するものとする。

また、電子データの圧縮形式についても事前に取り決めておくことが望ましい。

### (3) 書類の取り扱い

業務の内容に応じ、特記仕様書等に示される成果品に関する電子化の方法や電子化の対象範囲について、事前に協議し取り決めておくものとする。

業務の実施内容に応じて、業務開始時に成果品をどのような形で提出するのかを受発注者間で協議しておく必要がある。国要領では、基本的に全ての資料を電子化することが必要であるが、現時点では、電子化が非効率的な資料として、紙媒体を前提とした資料や特別なソフトが必要となるデータファイル等として以下のものを挙げている。

- ① パース図
- ② CG動画
- ③ 解析結果・設計計算書等
- ④ 紙でしか入手できない図面
- ⑤ カタログ

(参考)

スキヤニングによるイメージデータの取得は、ファイル容量及び品質を考慮し、下記を目安とする。

表 3-5 スキヤニングによるイメージデータの取得

イメージデータ形式	圧縮形式 (率)	解像度
PDF 形式	JPEG (中)	300dpi 程度
TIFF 形式	G4 圧縮	300dpi 程度
JPEG 形式	中程度	300dpi 程度

### (4) 図面ファイルの取り扱い

本図面の作成については、「CAD 製図基準」に基づいて CAD データを作成し、納品することを基本とする。

ただし、データ容量を考慮し、兵庫県においては、SFC(ver.2 以上)形式による納品を基本とする。

CAD 製図基準では、データファイルフォーマットとして SXF (Scadec data eXchange Format) を原則とすることが規定されている。

SXF の物理ファイルには、国際標準に則った「P21 形式」と国内 CAD データ交換のための簡易形式である「SFC 形式」の 2 種類がある。

「CAD 製図基準」では、「P21」を原則としているが、P21形式は、ファイルサイズが大きく、入出力に時間がかかるという欠点があるため、本県においては、SFC形式(ver.2以上)による納品を基本とする。

① CAD データ交換フォーマット

本県においては上記のとおり SFC 形式による納品を基本とする。

表 3-6 CAD データ交換フォーマット

フォーマット	拡張子	特徴
SXF SFC	Sfc	国内規格であり、上記の簡易形式で比較的多くの CAD が扱うこともでき、交換上の問題も少ない。

ただし、受発注者双方において対応できる環境が伴わない場合は、事前協議により DXF 形式等汎用的なフォーマットによる納品も可とする。

※DXF とは AutoCad での互換性を持たせた形式で従来から異なる CAD データ交換でよく使われているが、問題も多い。

② ファイル名の法則

CAD データのファイル名は、半角8文字で以下の原則に従うものとしている。

CADデータのファイル命名規則； □□□○■○○▲.拡張子

- 半角英数字3文字：図面番号（001～999）
- 半角英数字1文字：ライフサイクル（S、D）
- 半角英数字1文字：整理番号（0～9、A～Z）
- 半角英数字2文字：図面種類（ex、平面図PL）
- ▲ 半角英数字1文字：改訂履歴（0～9、A～Y、最終はZとする）

上記のうち、○ライフサイクルについて、測量はS、設計はDとする。

■整理番号については、以下の扱いを基本とする。なお、これによらない付番を行う場合は、受発注者で協議して取り決めるものとし、協議した結果は図面管理ファイル（DRAWING.XML）のその他「受注者説明文」に記述するものとする。

表 3-7 整理番号 (案)

業務項目	整理番号	内容
設計業務	0	基本計画
	1	概略設計
	2	予備設計
	3	詳細設計
	4	その他
土質調査	5	簡略柱状図
	6	地質平面図
	7	土質・地質断面図
	8	その他
測量業務	9	基準点測量
	A	水準測量
	B	地形測量
	C	路線測量
	D	河川測量
	E	用地測量
	F	その他

▲改訂履歴について、納品データは最終成果として「Z」を用いる。

### ③ 独自確認基準

以下の項目については兵庫県独自の確認基準となるため注意すること。

- 1) 背景同色 : 背景色と同色の図形がある場合は、図面表現上大きな問題となり、また、その確認及び修正作業も難しいため、背景同色図形の有無を確認する
- 2) 文字コード : 図面に使用している禁則文字、機種固有文字は図面の汎用性、長期保存性の観点から支障があるため文字コードを確認する
- 3) 文字フォント : 図面標記に使用できる文字フォントは「MS明朝」、「MSゴシック」、「@MS明朝」、「@MSゴシック」の4種のみとし、これ以外の文字フォントの使用がないかを確認する
- 4) ラスター配置 : 図面に指定したラスターファイルが登録されていない場合、図面標記に問題が生じるためラスター配置を確認する

### ④ 提出前の確認

受注者において作成した図面は、(一社)OCFのSXF確認機能検定に合格した「SXFビューア等」で目視確認し、図の表示化けや文字化け、その他表示の不適合が無いことを確認すること。

## (5) i-Constructionに係る電子データの取り扱い

＜林務課、治山課、水産漁港課＞

i-Constructionに係る電子データの作成については、i-Constructionに係る電子データファイルに関連する要領等に基づいてデータを作成し、納品することを基本とする。

## <農地整備課>

「NNICT」フォルダには、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納することを基本とする。

### (6) 写真ファイルの取り扱い

調査等で撮影する写真データを写真台帳として納品する場合は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成するものとする。

デジタル写真の撮影にあたっては、他の要領等によって、特に定めがない場合においては、有効画素数 100 万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。記録形式は JPEG とし、圧縮率(撮影モード)については、圧縮率 0%(非圧縮に相当するモード)を基本とする。なお、これによりがたい場合は、発注者と協議の上決定する。

また、「デジタル写真管理情報基準(案)」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、本県では、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。

写真ファイルの取り扱いについて、写真データを写真台帳として納入する場合は、デジタル写真管理情報基準に準拠することを原則とする。

#### ① 引用写真

計画・設計業務等の報告書中に引用される写真は、単なるイメージデータとして貼り付けることとし、デジタル写真管理情報基準の対象外とする。

#### ② 景観写真

景観設計等において、修正・編集することが前提となっている写真（イメージデータ）は、デジタル写真管理情報基準の対象外とする。

#### ③ デジタル写真の画素数

電子成果品のファイルサイズ、特に写真データのファイルサイズがむやみに大きくなると、検査時などの閲覧に時間を要するなど問題があることから、100 万画素を標準とする。

#### ④ Exif 情報のチェック

Exif 情報について、カメラの機種・撮影日の有無を確認し、撮影日がある場合は、PHOTO.XML の撮影年月日との整合を確認する。

### 3.6 完了検査について

電子納品される成果品は、国要領及び本指針（案）の通り作成されているかを検査することを原則とする。

#### （１）電子検査の実施

電子検査を実施する場合は、工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）を参考に受発注者間で行うものとする。

#### （２）電子成果品の確認

- ① 完了届提出までに受注者は、図 2-1 電子成果品の登録手順中の「⑧アップロード（仮登録）」を済ませ、登録完了報告を行う。（登録完了報告はアップロードするとシステムから自動で調査職員にメールが送信される。）
- ② 調査職員は、電子成果品が国要領及び本指針(案)に沿って作成されているか、「事前協議チェックシート」の中で『電子納品対象とする』とされた成果品が格納されているかを電子納品システムにより確認する。
- ③ 不備が認められた場合は受注者へ修正を指示するとともに電子成果品を差し戻す。受注者は速やかに不備を修正して再度アップロードするものとする。
- ④ 調査職員は不備内容の修正が完了したことを速やかに確認する。問題がなければ、電子成果品を保管する。（システム上は合格ボタンを押すことで、電子成果品が保管される。）

## 4. 特記仕様書の対応

業務を対象とした特記仕様書の記述例を以下に示す。

< 林務課、治山課、水産漁港課 >

### 第〇〇条（電子納品）

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

### 第〇〇条（成果物の提出）

成果物は「要領」に基づいて作成した電子データをオンライン電子納品システムにより電子納品保管管理システムに登録する。

「要領」で特に記載が無い項目については、原則として、成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の要否を決定する。

以下については、必要に応じて記入することとする。

### 第〇〇条（地質調査結果の提出）

地質調査資料は、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

### 第〇〇条（測量成果の提出）

測量成果は、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

### 第〇〇条（写真台帳の提出）

写真台帳は国土交通省が策定した「デジタル写真管理情報基準」及び兵庫県が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

### 第〇〇条（設計業務の内容）

設計図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD製図基準」及び兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

<農地整備課>

第〇〇条（電子納品）

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

尚、書面における署名の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

第〇〇条（成果物の提出）

成果物は「要領」に基づいて作成した電子データをオンライン電子納品システムにより電子納品保管管理システムに登録する。

「要領」で特に記載が無い項目については、原則として、成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の可否を決定する。

以下については、必要に応じて記入することとする。

第〇〇条（地質調査結果の提出）

地質調査資料は、「設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

第〇〇条（測量成果の提出）

測量成果は、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて提出するものとする。

第〇〇条（写真台帳の提出）

写真台帳は農林水産省が策定した「電子化写真データの作成要領（案）」及び兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

第〇〇条（設計業務の内容）

設計図面の作成にあたっては、農林水産省が策定した「電子化図面データの作成要領（案）」及び兵庫県農林水産部が策定した「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。

## 5. その他

### 5.1 建築・営繕・電気的设计業務の取り扱いについて

建築・営繕・電気的设计業務については、国土交通省の要領に従い電子納品を行うこととするが、土木と建築では相違点があるため、土木设计業務の中に建築・営繕・電気の工事が含まれる場合には、どちらの要領に従うかが問題となる。兵庫県においては、土木の中に建築が含まれる设计業務については土木の運用指針(案)に基づいて納品するものとする。

## 5.2 運用上の注意事項

### (1) 業務実施中の書類の取り扱い

書類については、電子データによる取り扱いが多いことから、受発注者間で共通認識のもとに適正な書類の保管管理を行うとともに情報の交換・共有に努めるものとする。

電子データによる保管管理および情報の交換・共有の際には、データの散逸、改ざん、消滅のみならず、セキュリティの確保にも留意する必要がある。

また、電子データを交換・共有する全ての機器にウイルス対策ソフトを常駐させ、定期的に最新のウイルスパターンに更新し、電子データのウイルスチェックを行うものとする。

なお、受発注者間で電子データをやりとりする際のファイル形式については、電子納品と同じファイル形式にすることが望ましい。ただし、受発注者間で協議を行った場合は、この限りではない。

### (2) 電子納品の保管・管理体制

受注者から電子納品された成果品の保管・管理体制については、以下のとおりとする。

- ・ 電子成果品はオンラインにより電子納品保管管理システムに登録する。
- ・ 受注者は、電子成果品を「電子納品保管管理システム」に登録する。

### (3) 問い合わせ連絡先

本県の電子納品に関する問い合わせ先は、以下のとおりである。  
各所管課に問い合わせること。

兵庫県

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

林務課

TEL 078-362-3461 (直通) FAX 078-362-3954

E-mail rinmuka@pref.hyogo.lg.jp

治山課 計画班

TEL 078-362-3471 (直通) FAX 078-362-3952

E-mail chisanka@pref.hyogo.lg.jp

水産漁港課

TEL 078-362-3485 (漁港) 078-362-9233 (漁場) FAX 078-362-3968

E-mail suisangyokou@pref.hyogo.lg.jp

農地整備課 基盤整備班

TEL 078-362-9241 (直通) FAX 078-341-2101

E-mail nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp